第二章　技術基準

第一節　畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する基準

第一款　総則

（通則）

第三条　法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、同項第一号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。

（畜舎等の敷地及び構造の制限）

第四条　畜舎等の敷地、高さ、階数及び間取りは、次に掲げるところによらなければならない。

一　敷地が市街化区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域をいう。）及び用途地域（同法第八条第一項第一号に規定する用途地域をいう。以下同じ。）に属さないこと。

二　高さが十六メートル以下であること。

三　階数が一であること。

四　畜舎等内に居住のための居室及び継続的に行う長時間の執務のために使用する室を有しないこと。

第二款　敷地

（敷地の衛生及び安全）

第五条　湿潤な土地、出水のおそれの多い土地又はごみその他これに類する物で埋め立てられた土地に畜舎等の建築等をする場合においては、建築基準法第十九条第二項に規定する措置を講じなければならない。

２　畜舎等が崖崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、建築基準法第十九条第四項に規定する措置を講じなければならない。

第三款　構造強度

第一目　総則

（構造耐力）

第六条　畜舎等は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、木造の畜舎等で床面積が五百平方メートル以下のもの若しくは木造以外の畜舎等で床面積が二百平方メートル以下のものであって次条及び建築基準法施行令第三章第二節から第七節の二まで（第四十八条、第七十条及び第八十条の三を除く。）の規定に適合する構造方法を用いる畜舎等又は畜舎等若しくは畜舎等の構造部分の構造方法に関し、特別な調査若しくは研究の結果に基づき、安全上支障がないことが確かめられた構造方法を用いる畜舎等については、この限りでない。

一　当該畜舎等の安全上必要な構造方法が、第八条に定めるところによる構造計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして主務大臣が定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

二　当該畜舎等の安全上必要な構造方法に関して次条及び第三目の規定に適合する構造方法を用いること。

２　前項に規定する基準の適用上一の畜舎等であっても畜舎等の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該畜舎等の部分（以下「独立部分」という。）が二以上ある畜舎等の独立部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の畜舎等とみなす。

（構造設計の原則）

第七条　畜舎等の構造設計は、建築基準法施行令第三十六条の三の規定に適合するものでなければならない。

第二目　構造計算等

（構造計算）

第八条　畜舎等が構造耐力上安全であることを確かめるために必要な構造計算は、次に定めるところによりする構造計算とする。

一　建築基準法施行令第三章第八節第二款（第八十六条及び第八十七条を除く。）並びに特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号。以下この条において「特定畜舎告示」という。）第三第二項及び第三項に規定する荷重及び外力によって畜舎等の構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算すること。

二　前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を次の表に掲げる式によって計算すること。

力の種類				備考
荷重及び外力について想定する状態				
一般の場合			G＋P	
建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合	特定畜舎告示第三第二項第二号に規定する積雪荷重の低減を行う場合以外の場合		G＋P＋0.7S	
	特定畜舎告示第三第二項第二号に規定する積雪荷重の低減を行う場合		G＋P＋S	
長期に生ずる力	常時		G＋P	
	積雪時		G＋P＋S	
短期に生ずる力	積雪時		G＋P＋S	
	暴風時		G＋P＋W	
	地震時		G＋P＋K	
	暴風時		G＋P＋0.35S＋W	畜舎等の転倒、柱の引抜き等を検討する場合においては、Pについては、畜舎等の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
	地震時		G＋P＋0.35S＋K	
	暴風時		G＋P＋S＋W	
	地震時		G＋P＋S＋K	

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G　建築基準法施行令第八十四条に規定する固定荷重によって生ずる力

P　建築基準法施行令第八十五条に規定する積載荷重によって生ずる力

S　特定畜舎告示第三第二項に規定する積雪荷重によって生ずる力

W　特定畜舎告示第三第三項に規定する風圧力によって生ずる力

K　建築基準法施行令第八十八条に規定する地震力によって生ずる力

三　第一号の構造耐力上主要な部分ごとに、前号の規定によって計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ次条から第十五条までの規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。